

請願 第48号

受付 令和元年11月21日

付託 令和元年11月29日

## 取手市による不当な入院による謝罪を求める請願

紹介議員 細谷 典男

### ・請願趣旨

私の長男は2016年9月28日から10月12日まで、取手市職員によって病気でもないのに2週間にもわたって病気だと偽られ小児科に入院しました。

退院予定前日の9月27日、長男を預かるよう市の職員が頼み込むのを私は目撃しました。長男のカルテには9月28日、退院可とあります。産院によると、「部屋を訪問するまでの間預かってほしいと市から頼まれていました。入院中数値をはかったり治療もしていませんでした。今まで黙っていて申し訳ありません。」と主治医は2019年3月に教えてくれました。

取手市には身柄を拘束する権限がありません。訪問がしたかったとのことですが、一度もそのような連絡はありませんでした。私が訪問を断ったといいますが、事前の連絡もなく、しかも体調不良なので連絡をきちんととって来てほしいと伝え断り、その後、連絡はありませんでした。しかし、2週間にもわたって不当に長男は入院し続けました。

市の訪問を受けることは義務ではなく、部屋の確認や子どもの安全を確かめる場合は臨検を取るべきであります。また、その上で長男の身柄を拘束したいのであれば一時保護を取るべきであります。

いずれも県の権限であり、市がその権利を持っていないからといって法的根拠もなく拘束していい理由にはなりません。

さらに、不当な入院の費用として9月の3日間で9万7,160円、10月の6日間で15万4,710円がかかっております。(残りの6日間は県に一時保護を頼み、市の負担にはなっていません)私は毎日交通費をかけて面会に行くことになり、産後の回復に大切な時期に2週間にもわたって片道15キロの不要な通院をさせられました。長男と不当に離されたことによって乳腺炎になりかけ、激痛で歩けなくなり大変でした。いつになったら退院できるのか病状の説明もなく、毎日不安で仕方なかったです。

また、通院にあたって毎日15キロの距離を移動したので股関節と腰が痛くなり、1年半にわたって整形外科で治療を要しました。産後は骨盤矯正の時期であり、安静にする必要があります。

公務員は法的な根拠もなく市民の権利を侵害することはできません。職権濫用であり、不当な入院にかかった健康保険やマル福も市民の税金です。

以上のことから、次のことを求めます。

### ・請願事項

1. 取手市は不当な入院依頼を反省し、謝罪すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和元年11月21日

請願者代表

住所 取手市野々井136-5-204

氏名 柳沢 夏希

取手市議会議長 殿